

「練馬区役所中央監視装置管理および運転業務等委託」に係る
プロポーザル募集要領

1 目 的

本要領は、「練馬区役所中央監視装置管理および運転業務等委託」についての最適な事業者の選定を、価格のみによる競争によらず、企画力、技術力、実績等の点から選定を行うプロポーザル方式で実施するにあたって、必要な事項を定めるものである。

2 業務概要

- | | |
|---------------|--|
| (1) 件 名 | 練馬区役所中央監視装置管理および運転業務等委託 |
| (2) 履行期間 | 令和 9 年 4 月 1 日～令和 12 年 3 月 31 日
(地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の 3 に基づく長期継続契約) |
| (3) 履行場所 | 練馬区豊玉北 6 丁目 12 番 1 号 |
| (4) 業務内容 | 別紙 1 「仕様書」による。 |
| (5) 概算経費（上限額） | 121,045,100 円（税込）/年
※上限額を超えた見積価格の提案は無効とする。 |

3 参加資格および欠格条項

3-1 参加資格

下記の条件を全て満たすこと。

- (1) 提案書提出時において、練馬区での入札参加資格を有していること。
- (2) 過去 5 年（令和 4 年度～令和 8 年度）以内に行政機関で、建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 20 条の 2 第 2 号に規定する中央管理室において中央監視装置管理および運転業務等の受託実績があること。

3-2 欠格条項

下記のいずれかの事項に該当する場合は、本件プロポーザルに応募できない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項（同令第 167 条の 11 第 1 項において準用する場合を含む。）の規定に該当する者
- (2) 提案書提出時において、「練馬区競争入札参加有資格者指名停止基準」（昭和 61 年 4 月 1 日練総経発第 394 号）による指名停止期間中である者
- (3) 「練馬区契約における暴力団等排除措置要綱」（平成 22 年 8 月 2 日 22 練総経第 335 号）による入札参加除外措置期間中である者
- (4) 法人事業税（地方法人特別税を含む。）、法人税、消費税および地方消費税を滞納している者
- (5) 経営不振の状態（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項に基づき更生手続開始の申立てをしたとき、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項に基づき再生手続開始の申立てをしたとき、手形または小切手が不渡りになったとき等。ただ

し、区が経営不振の状況を脱したと認めた場合を除く。)にある者

4 選定方法

4-1 日程 (予定)

- | | |
|----------------------------|------------------------------|
| (1) 募集要領等の公表 | 令和8年10月 1日 (木) |
| (2) 参加申込書受付期間 | 令和8年10月 1日 (木) ～ 15日 (木) |
| (3) 見学 | 令和8年10月 1日 (木) ～ 15日 (木) |
| (4) 質問受付期間 | 令和8年10月 1日 (木) ～ 15日 (木) |
| (5) 質問回答日 | 令和8年10月 20日 (火) |
| (6) 提案書類受付期間 | 令和8年10月 19日 (月) ～ 11月 2日 (月) |
| (7) 一次審査 結果通知 | 令和8年11月 30日 (月) |
| (8) 二次審査 (プレゼンテーション・ヒアリング) | 令和8年12月中旬～下旬 |
| (9) 二次審査 結果通知 | 令和9年 2月初旬 |

4-2 応募方法

応募を希望する場合は、以下のとおり参加申込書(様式1)を提出すること。期日までに提出のない事業者は、プロポーザルに参加できない。

- | | |
|----------|---|
| (1) 受付期間 | 令和8年10月1日(木)～10月15日(木) 午後5時必着 |
| (2) 受付方法 | メール、FAX、窓口受付
※メールまたはFAXで提出する場合は、送信後、電話にて着信確認の連絡をすること。区担当者の確認をもって受付完了とする。 |
| (3) 受付場所 | 練馬区役所本庁舎1階 総務部総務課庁舎管理係
担当：寺崎・恩田
メール CHOSHAKANRI@city.nerima.tokyo.jp
FAX 03-5984-1248 電話 03-5984-1091 (直通) |
| (4) 提出書類 | 参加申込書(様式1) |

4-3 見学

見학을希望する場合は、必ず事前に電話で予約をすること。

- | | |
|-----------|--|
| (1) 見学期間 | 令和8年10月1日(木)～10月15日(木) 午前9時から午後5時まで |
| (2) 予約申込先 | 総務課庁舎管理係 電話 03-5984-1091 (直通) |
| (3) 見学方法 | 見学当日に別途指定する範囲について自由見学とする。中央管理室や機械室等については職員が同行する。当日は、練馬区役所本庁舎1階の総務課庁舎管理係の窓口に来庁すること。 |
| (4) 人数 | 一事業者あたり2名までとする。 |

4-4 質問回答

募集に関する質問は、質問票(様式2)に内容を簡潔に記入のうえ、以下の内容で行うこと。

- | | |
|----------|-----------------------------------|
| (1) 質問期間 | 令和8年10月1日(木)～10月15日(木) 午後5時必着 |
| (2) 質問方法 | メール、FAX
※送信後、電話にて着信確認の連絡をすること。 |

- (3) 担当部署 総務部総務課庁舎管理係
メール CHOSHAKANRI@city.nerima.tokyo.jp
FAX 03-5984-1248 電話 03-5984-1091 (直通)
- (4) 回答方法 参加申込書を提出した全事業者に対し、令和8年10月20日(火)までに質問者名を伏せたうえでメールまたはFAXにて回答する。

4-5 提案書等の提出

応募受付を完了した者は、提案書等の作成にあたり提出書類一覧(別紙2)を参照のうえ、以下の内容で提出すること。

- (1) 受付期間 令和8年10月19日(月)～11月2日(月)午後5時必着
*提出は開庁日の午前9時から午後5時までとする。
- (2) 提出方法 下記提出場所に持参すること(持参以外の受付は行わない。)
- (3) 提出場所 練馬区役所本庁舎1階 総務部総務課庁舎管理係
- (4) 提案書等の差替えおよび再提出
受付期間後の提案書等の差替えおよび再提出は認めない。

4-6 辞退

応募受付を完了した者が参加を辞退する場合は、以下のとおり申し出ること。

- (1) 申出期限 令和8年10月26日(月)午後5時まで
- (2) 提出書類 辞退届(代表者印を押印したもの、様式自由)
- (3) 提出場所 4-5と同じ

4-7 一次審査

参加資格を満たす者について、選考書類および提出物に基づき審査を行う。合計点を基に3者程度を一次審査通過とする。審査結果は令和8年11月30日(月)までに書面により通知する。

4-8 二次審査

一次審査を通過した者について、令和8年12月中旬から下旬に、企画提案書等の内容および提案内容についてのプレゼンテーション、ヒアリングを行い、区の求める水準以上の提案を行った事業者の中から、二次審査の評価が最も高い者を受託候補者とする。

選考時間は、1者あたり35分(プレゼンテーション25分・ヒアリング10分)とする。なお、説明者は、本件の主たる担当者とする。

審査結果は令和9年2月初旬までに書面により通知する。

4-9 評価項目

評価項目については下表のとおり。

- (1) 一次審査

評価項目	評価基準
事業者評価	経営状況、経営規模、契約不適合時の責任能力

業務実績	行政機関における受託実績
区民雇用の促進	区民雇用の促進
区内事業者	区内に本店を有する
実施体制	業務責任者の要件および配置、人員配置・体制、危機管理体制、研修体制、個人情報保護・法令遵守
提案内容	業務の理解度、提案内容の的確性・具体性、地球温暖化対策
その他	社会的貢献、地域貢献

(2) 二次審査

評価項目	評価基準
事業者評価	経営状況、経営規模、契約不適合時の責任能力
業務実績	行政機関における受託実績
区民雇用の促進	区民雇用の促進
区内事業者	区内に本店を有する
実施体制	業務責任者の要件および配置、人員配置・体制、危機管理体制、研修体制、個人情報保護・法令遵守
提案内容	業務の理解度、提案内容の的確性・具体性、地球温暖化対策
見積価格	見積価格の妥当性
プレゼンテーション・ヒアリング	プレゼンテーション等の的確性・説得力、本件を主に担当する者の評価、練馬区役所の特徴を捉えた具体的な提案の有無
その他	社会的貢献・地域貢献

5 受託候補者との協議

受託候補者と区との協議により、委託業務の詳細な内容を決定する。

受託候補者が本件の契約を辞退した場合および契約締結前に、練馬区から指名停止措置を受けるなどにより参加資格を失った場合、または虚偽の提案を行ったことが判明した場合、当該事業者を失格とし、審査結果が次順位のものを新たに受託候補者として選定することができる。

6 情報公開

本件事業者選定情報（提出書類を含む。）は、練馬区情報公開条例（平成 13 年 10 月練馬区条例第 61 号）に規定する公文書に該当するものであり、情報公開に際しては、「プロポーザル方式による事業者選定情報に係る情報公開基準」（別紙 3）に基づき取扱うものとする。

7 その他事項

- (1) 提出書類の作成および提出等、企画提案に係る費用は提案者の負担とする。
- (2) 提出された書類は返却しない。区の所定の保存年限経過後に廃棄する。
- (3) 審査書類提出から契約締結までの間に欠格条項に該当することとなった場合は、その時点で失格とする。
- (4) 提出された提案書等の書類に虚偽の記載をした場合は、無効の扱いとするとともに、虚偽の記載をした提案者に対し、指名停止の措置を行うことがある。
- (5) 提出された提案書等の書類に記載すべき事項の全部または一部が記載されていないものは、

無効の扱いとする。

- (6) 提案書類等で用いる言語は日本語、通貨は日本円とする。
- (7) 提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標特権の日本国および日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた一切の責任は提案者が負うものとする。
- (8) 本件にかかる予算が成立しない場合、区は契約を締結しないまたは解除することができる。なお、これに伴う提案者の損失について、区は損害賠償の責を負わないものとする。
- (9) 本要領に定めのない事項ならびに本要領に疑義が生じた場合は、協議により定める。

8 問合せ先・担当

練馬区総務部総務課庁舎管理係 寺崎・恩田

〒176-8501 練馬区豊玉北 6-12-1 練馬区役所本庁舎 1 階

電話 03-5984-1091 (直通)

F A X 03-5984-1248

メール CHOSHAKANRI@city.nerima.tokyo.jp